

乗合タクシー「なかさと号」の運行区域外目的地の追加について

1 協議理由

なかさと号の区域外運行については、交通ネットワーク維持確保の観点から、区域外運行が他の公共交通に影響を及ぼす恐れがないか等を事前に協議し、承認された場合のみ運行を許可してきた。この度の区域外目的地の追加についても同様に協議を諮るものである。

2 協議内容

(1) 追加する目的地

J A常陸農業協同組合 日立支店（住所：日立市宮田町3丁目4番7号）

(2) 追加が必要な理由

日常生活に必要な施設である金融機関について、運行区域内にJ A常陸農業協同組合中里支店が営業していたが、当該支店が令和5年11月24日をもって、同日立支店へ統合となる。

統合に伴い、運行区域内で金融手続きができる店舗がなくなってしまうことから、地域外で手続きができる店舗を目的地として加えてほしいとの地域要望があったため、当該支店の統合先であり、運行に際し、他の公共交通への影響が少ないと想定される「J A常陸農業協同組合 日立支店」を区域外の目的地として設定したい。

(3) 運行開始時期

令和5年11月27日から（店舗統合後の平日から）

(4) 旅客から收受する運賃について

一往復600円（小・中学生は300円、未就学児は0円）

(5) 経費の負担

運行区域外の運行に係る経費は、NPOの独立採算で賄うこと。

(6) 目的地位置図



※ J A常陸農業協同組合 日立支店



出典：https://www.ja-hitachi.jp